

食品中の放射性物質対策

放射性物質とは

「放射性物質」とは、原子核が不安定なために放射線を出す能力を持つ物質のことであり、もともと身のまわりのどこにでもある自然のものと人工のものがある。

放射線を出す能力や、人体への影響は様々で、多様な放射性物質がある。

モニタリング検査の実施

厚生労働省では、原子力災害対策本部により示された「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を踏まえ、「地方自治体の検査計画について」を作成した。

これに基づき、各自治体が主体となり、食品中の放射性物質検査を実施している。

暫定規制値による規制の実施

東北地方太平洋沖地震により発生した福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出に対し、食品の安全を確保するため、食品中の放射性物質に関する暫定規制値を通知。

〈食品衛生法の暫定規制値抜粋〉

放射性ヨウ素

飲料水	300Bq/kg
牛乳・乳製品 注)	300Bq/kg
野菜類(根菜、芋類を除く。)、魚介類	2000Bq/kg

放射性セシウム

飲料水、牛乳・乳製品	200Bq/kg
野菜類、穀類、肉・卵・魚・その他	500Bq/kg

注) 乳児用調整粉乳、直接飲用に供する乳は100Bq/kgを超えるものを用いないよう指導

検査結果の公表方法

厚生労働省では、各自治体の実施している食品中の放射性物質検査の結果を集約し、報道発表及びホームページ上にて毎日公表している。

・報道発表資料

URL: <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014j15.html>

また、集約した検査結果は、公表日順または産地別にまとめて定期的に更新し、公表している。

・検査結果一覧

URL: <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000016378.html>

【参考】検査結果(産地別)

A screenshot of a web browser displaying a table with columns for prefecture, inspection date, and inspection results.

地図中の県名をクリックすると該当県の検査結果一覧表が表示